

# 河川災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

なお、令和3年6月1日～令和5年3月31日の期間で既に基本協定を締結いただいている方については、今回申請いただく必要はございません。

## 基本協定締結説明書

### 1. 協定概要

- (1) 協定名 河川災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 太田川河川事務所において管理する一級河川太田川及び小瀬川の各大臣管理区間（別図）における災害応急対策活動等への協力を原則とします。なお、大規模災害発生時においては、この限りではありません。
- (3) 活動内容 太田川河川事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動の実施をお願いするものです。
- (4) 協定期間 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日【1ヶ年】

### 2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成19年度以降において、太田川河川事務所が発注した工事の施工実績又は設備の点検整備の履行実績があること。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただ

し、500万円未満の工事及び発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 【河川災害関係】

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号イによる）。

- ③ 【機械設備関係】

- a) 水門設備

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 1級建築士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート又は機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設－鋼構造及びコンクリート又は機械に係わる科目に限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号イによる）。

- b) ポンプ設備

1級ポンプ施設管理技術者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 技術士法による技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械に係わる科目に限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号イによる）。

- ④ 【電気通信設備関係】

- a) 電気設備

1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門、建設部門に係わるものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者  
建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに示す資格を有する者

b) 通信設備

- ・ 1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ・ 技術士法による技術士（電気電子部門、又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係わるものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ・ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに示す資格を有する者

(7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 河川災害関係においては、太田川河川事務所管内の市町（広島市、安芸太田町、大竹市、岩国市、和木町）内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所があること。

機械設備関係、電気通信設備関係においては、中国地方整備局管内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所があること。

(9) 本協定期間において、太田川河川事務所が発注した各維持工事（機械設備、電気通信設備の場合は点検業務等）の工事区域と本協定の担当区域が重複する場合は、本協定の担当区域を解除する場合がある。

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、協定は2区域（2出張所管内）まで重複して締結することができます。（機械設備関係及び電気通信設備関係については、重複の制限はありません。）

(2) (1) において、応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定することがあります。

(3) ヒアリングを実施する場合は別途通知します。

4. 担当部局

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀3-20  
国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所  
TEL 082-221-2436（代表）

(河川) 工務課	TEL 082-222-9243	建設監督官	(内線409)
(機械) 施設管理課	TEL 082-873-2884	専門調査官	(内線413)
(電気・通信) 調査設計課	TEL 082-222-9245	建設専門官	(内線404)

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書（別記様式1）

②過去の施工実績（別記様式2）

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

③技術者の資格

- 【河川災害】 (別記様式3)
- 【機械設備関係】(水門設備) (別記様式4)
- 【機械設備関係】(ポンプ設備) (別記様式5)
- 【電気通信設備関係】(電気設備) (別記様式6)
- 【電気通信設備関係】(通信設備) (別記様式7)

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。  
なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④太田川・小瀬川水系河川災害応急対策担当区域図【別図】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の位置を記入し提出願います。なお、別図の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等(様式自由)を提出願います。

⑤担当区域希望調査票(別記様式8)

※基本協定は2区域(2出張所管内)まで重複して締結することができます。なお、複数の区間において協定を希望される方は、最大5箇所まで希望順位を記載願います。

※大規模災害発生時においては、担当区域以外の区間での活動も想定しています。基本協定において、1区域(1出張所管内)での締結を希望される場合は、上記④の建設業法の許可における範囲内で活動が可能な区域を参考提示してください。

また、複数区間においての基本協定締結を希望される方は、最大5箇所までの希望順位以外にも上記④の建設業法の許可における範囲内で活動可能な区域を参考提示してください。

⑥ドローンの活用

※ドローンでの写真撮影・動画撮影可否を記載(別記様式9)  
観測方法・機器の詳細について記載(別記様式10)

⑦太田川河川事務所所有のドローンの操作

※太田川河川事務所が所有するドローンで写真撮影・動画撮影が可能な技術者の可否を記載(別記様式9)  
技術者名を記載(別記様式10)

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ①提出方法：申請書(追加資料を含む)の提出は、持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)とします。
- ②受付期間：令和4年2月9日(水)から令和4年3月4日(金)までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
- ③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面(様式は自由)により提出願います。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：令和4年2月9日(水)から令和4年2月25日(金)までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
- ③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期間：質問を受理してから適宜に、令和4年3月1日(火)までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ②提出された申請書（追加資料を含む）は、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和4年3月28日（月）までに通知します。

基本協定参加資格確認申請書

令和4年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

太田川河川事務所長 平野 明德 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和4年2月9日付けで募集のありました「河川災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④ 太田川・小瀬川水系河川災害応急対策担当区域図  
※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤ 担当区域希望調査票
- 5 基本協定締結説明書5.(1)⑥ ドローンの活用
- 6 基本協定締結説明書5.(1)⑦ 太田川河川事務所所有のドローンの操作

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)  
F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

## 過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名 等	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体 / J V (出資比率)
工 事 等 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事及び平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄  
(伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

## 技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <sup>(フリガナ)</sup>	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍される技術者数	1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格のことです。

コメント欄

(伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)



## 技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <sup>(フリガナ)</sup>	技術者 ○○ ○○ ○○ ○○
生年月日 (和暦)	昭和○○年○○月○○日
最終学歴	○○大学 ○○科 ○○年卒業
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)
貴社に在籍される技術者数	1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)③に示す資格のことです。

コメント欄 (伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)
-----------------------------------

## 技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <sup>(フリガナ)</sup>	技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日				
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業				
法令等による資格・免許	1級ポンプ施設管理技術者 (取得年及び登録番号)				
貴社に在籍される技術者数	1級ポンプ施設管理技術者又はこれと同等以上の資格を有する者				

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)③に示す資格のことです。

コメント欄

(伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

## 技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <sup>(フリガナ)</sup>	技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日				
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業				
法令等による資格・免許	1級電気工事管理技士 (取得年及び登録番号)				
貴社に在籍される技術者数	1級電気工事管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者				

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)④に示す資格のことです。

コメント欄

(伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

## 技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
過去の工事において主任技術者又は監理技術者の実績(通信設備工事に限る)	工事名： 発注者名： 契約金額： 工事内容：	
貴社に在籍される技術者数	通信設備工事の主任技術者又は監理技術者の経験を有する者	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)④に示す資格のことです。

コメント欄

(伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)



(別記様式－ 8)

『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。なお、区域名については、別図の『太田川・小瀬川水系河川災害応急対策担当区域図』を参照願います。

種類	区 域 名	希望される順位
河川	己斐出張所管内	第 1 希望 ※記載例
河川	大芝出張所管内	第 2 希望 ※記載例
河川	可部出張所管内	第 3 希望 ※記載例
河川	加計出張所管内	
河川	小瀬川出張所管内	(活動可能) ※記載例
機械(水門)	高瀬堰管内	
機械(水門)	己斐出張所管内	
機械(水門)	大芝出張所管内	
機械(水門)	可部出張所管内	
機械(水門)	加計出張所管内	
機械(水門)	小瀬川出張所管内	
機械(ポンプ)	大芝出張所管内	
機械(ポンプ)	可部出張所管内	
電気	太田川河川事務所管内	
通信	太田川河川事務所管内	

※基本協定は、2 区域（2 出張所管内）まで重複して締結することができます。なお、複数の区間において協定を希望される方は、最大 5 区域（5 出張所管内）まで希望順位を記載願います。（機械設備（水門・ポンプ）、電気設備・通信設備については重複の制限はありません。）

※複数箇所希望される場合は、2.（8）の条件を満たす必要があります。

## 別図（補足資料） 出張所区域の説明

### 別図 『太田川・小瀬川水系 出張所担当区域』

太田川・小瀬川水系直轄管理区間における各課・出張所の担当区域については、以下のとおりである。

#### 【河川災害関係】

##### ○己斐出張所管内

1. 太田川のうち、河口（C3.4k）～新庄橋上流（5.0k）までの区間。
2. 天満川のうち、河口（C2.4k）～旧太田川分派点（3.6k）までの区間。
3. 旧太田川のうち、河口（C1.6k）～北大橋上流（4.9k）までの区間。
4. 元安川のうち、旧太田川の合流点（D1.6k）～旧太田川分派点（2.6k）までの区間。

##### ○大芝出張所管内

1. 太田川のうち、新庄橋上流（5.0k）～高瀬大橋上流（13.6k）までの区間。
2. 旧太田川のうち、北大橋上流（4.9k）から太田川分派点（6.2k）までの区間。
3. 古川のうち、太田川合流点（0.0k）～太田川分派点（第一古川・第二古川）
4. 戸坂川のうち、太田川合流点（0.0k）～戸坂4号樋門上流（0.1k）までの区間。

##### ○可部出張所管内

1. 太田川のうち、高瀬大橋上流（13.6k）～追崎橋上流（38.7k）までの区間。
2. 三篠川のうち、太田川合流点（0.0k）～柳瀬橋下流（9.45k）までの区間。
3. 根谷川のうち、太田川合流点（0.0k）～南原川合流点（4.9k）までの区間。

##### ○加計出張所管内

1. 太田川のうち、追崎橋上流（38.7k）～明神橋上流（70.8k）までの区間。
2. 滝山川のうち、太田川合流点（0.0k）～大平橋下流（4.85k）までの区間。

##### ○小瀬川出張所管内

1. 小瀬川のうち、河口（C0.6k）～深瀬橋上流約300m（13.1k）までの区間。

#### 【機械設備関係】

##### ○高瀬堰管内

1. 太田川高瀬堰関連施設。

○己斐出張所管内、大芝出張所管内、可部出張所管内、加計出張所管内、小瀬川出張所管内は【河川災害関係】に同じ。

(別記様式－ 9)

(1) 『ドローンの活用』

災害時にドローンを活用した写真撮影・動画撮影の可否を記載願います。

ドローンの活用	可 ・ 否
---------	-------

※ ドローン活用の可否によって、契約締結に影響するものではありません。

(2) 太田川河川事務所所有のドローンの操作

災害時に太田川河川事務所所有のドローンを活用した写真撮影・動画撮影が可能な技術者の有無を記載願います。

技術者の有無	有 ・ 無
--------	-------

※ なお、太田川河川事務所所有のドローンは、PD8-AW((株)プロドローン)及びMAVIC 2の2種です。

※ 技術者の有無によって、契約締結に影響するものではありません。



(別記様式10)

(1) 『ドローンの活用』

観測方法・機器の詳細について

会社名： ○ ○ 株式会社

技術者氏名： ○○ ○○

① 観測対象

災害時に適用が想定される事態、現象、機器投入のタイミング等について詳細に記述してください。

② 観測方法・機器について

観測方法や機器について図表等を用いて詳細に記述してください。

③ 観測に要する費用等について

観測に要する費用等について、上記した観測対象を現場条件として、概算で記述してください。

④ 機器等の特徴について

使用する機器等について、他社と比較して特徴がある場合は詳細に記述してください。

⑤ その他

その他、災害時の観測にあたり知っておいた方がよい条件等(例えば電源について)があれば記載してください。

(2) 太田川河川事務所所有のドローンの操作

災害時に太田川河川事務所所有のドローンを活用した写真撮影・動画撮影が可能な技術者の氏名を記載願います。

# 基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

①基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

## ②会社の施工実績関係

過去の施工実績（別記様式2） →必須提出

施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）  
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出

工事成績評定通知書の写し  
→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

## ③技術者の資格・経験

技術者の資格（別記様式3～7） →必須提出

直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出  
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）

技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

## 技術資料

④災害応急対策担当区域図（別図） →必須提出

その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

⑤担当区域希望調査票（別記様式8） →必須提出

⑥ドローンの活用（別記様式9・10） →必須提出

⑦太田川河川事務所所有のドローンの操作（別記様式9・10） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。